

公衆衛生医師確保推進室設置規程（案）

平成16年 月 日  
厚生労働省健康局長決裁

（設置）

第1条 保健所等において公衆衛生に従事する医師の確保に関しては、地域的な偏りが存在することから、公衆衛生に従事することを希望する医師及び公衆衛生に従事する医師を求める地方公共団体に対する情報提供等を通じて、地方公共団体における公衆衛生に従事する医師の確保を支援し、地域における保健の向上を図ることを目的として、厚生労働省健康局総務課に公衆衛生医師確保推進室（以下「推進室」という。）を設置する。

（組織）

第2条 推進室は、室長及び室員をもって構成する。

- ② 室長は、健康担当大臣官房参事官をもって充てる。
- ③ 室員は、健康局総務課地域保健室及び国立保健医療科学院に所属する職員により構成し、推進室の庶務を処理する。

（業務）

第3条 推進室は、第一条の目的を達成するため、次に掲げる業務（公衆衛生医師確保推進事業）を行う。

- 一 地方公共団体における公衆衛生従事医師の確保の状況の把握
- 二 保健所等において公衆衛生に従事することを希望する医師の把握及び登録
- 三 保健所等において公衆衛生に従事する医師を求める地方公共団体の把握及び登録
- 四 第二号の登録医師及び前号の登録自治体それぞれからの照会に対する登録医師又は登録自治体についての情報の提供
- 五 保健所等において公衆衛生に従事する医師に対する資質の向上のための研修機会の斡旋
- 六 その他前各号に掲げる業務を円滑に進めるために必要な事務

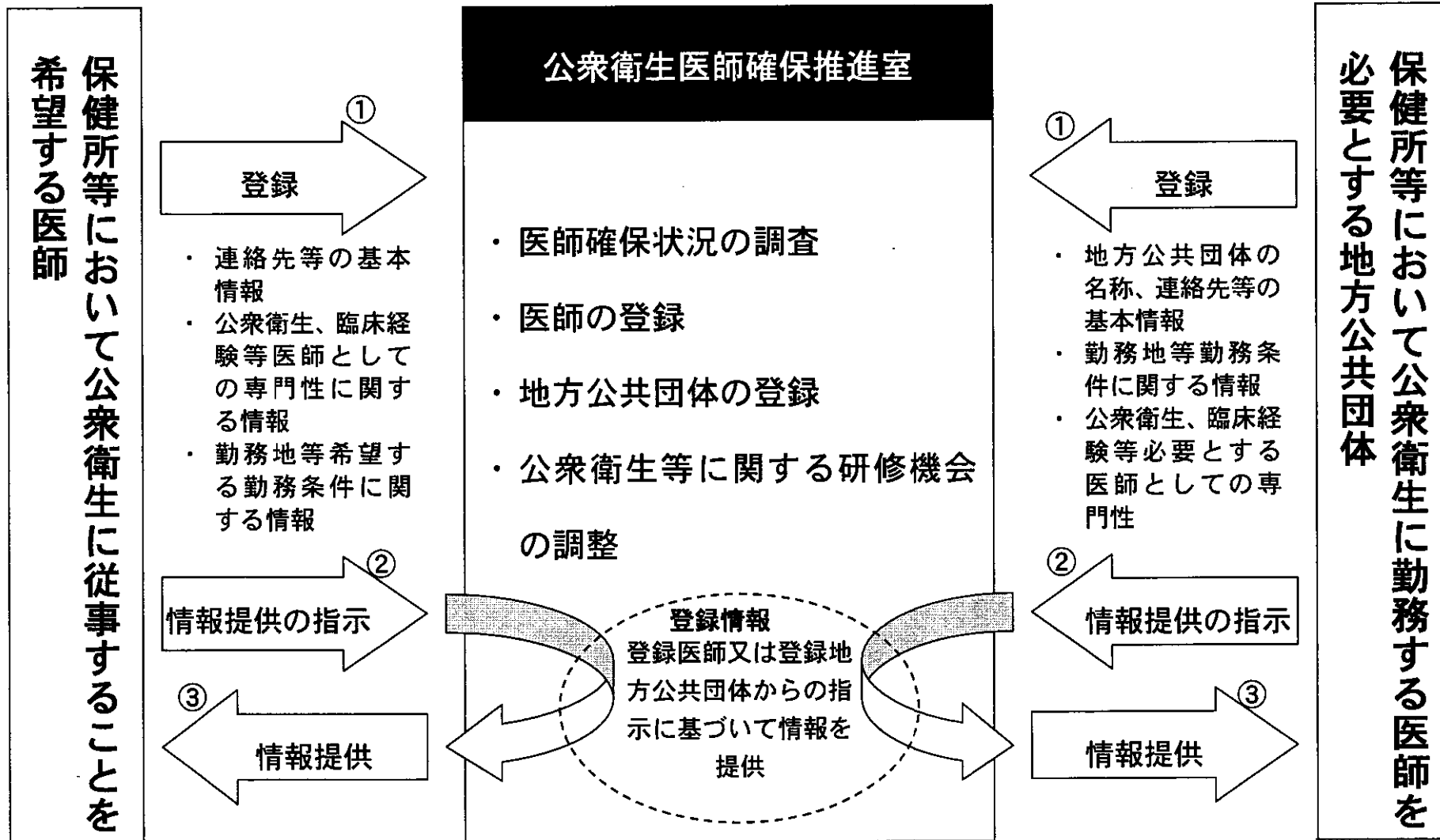
（補則）

第4条 この規程に定めるもののほか、推進室の運営に関する事項その他必要な事項は、室長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年3月 日から施行する。

# 公衆衛生医師確保推進事業のイメージ



「地方公共団体の公衆衛生医師の確保の環境整備に関する検討会」

開催要綱（案）

1. 趣 旨

「保健所長の職務の在り方に関する検討会」での議論を踏まえ、地方公共団体の公衆衛生医師の確保のために、国、地方公共団体、関係団体等が取り組むべき環境整備に関する具体的な施策について、関係者間で幅広い議論を行い、施策案を得る。

2. 検討内容

- (1) 公衆衛生医師の人材育成の在り方について
- (2) 公衆衛生医師の職場環境の在り方について
- (3) 公衆衛生医師の確保のための具体的な環境整備に関する施策について

3. 検討会構成メンバー

メンバーは、地域保健対策に関連する事項に精通した専門家や、これらの業務に携わり深い経験を有する者のうちから、健康局長が選任する。

4. 検討期間

検討会は、平成16年4月から平成17年3月までの間に行うものとする。

5. その他

- (1) 検討会は厚生労働省健康局長が開催する。
- (2) 会議は公開とする。
- (3) 検討会の庶務は、健康局総務課地域保健室において行う。

(参考)

○ 具体的な検討内容(案)

公衆衛生医師の確保のため、国、地方公共団体、関係団体等が取り組むべき具体的な環境整備に関する短期的及び中長期的施策として、次に掲げる事項について

(国)

- ア 登録自治体及び登録医師に対する情報提供、公衆衛生医師需給状況の調査、公衆衛生等に関する研修機会の調整を事業内容とする「公衆衛生医師確保推進事業」の推進状況とその評価。
- イ 国立保健医療科学院における公衆衛生研修の充実のほか危機管理、公衆衛生、組織管理に関する研修を提供する等公衆衛生医師の資質の向上のための具体的な努力の内容。

(地方公共団体)

- ア 募集方法、採用条件及び処遇の工夫及び改善に関する具体的な施策の内容。特に若手医師の確保の努力に向けた具体的な施策の内容。
- イ 長期間の公衆衛生研修を始め行政研修、専門研修等各種研修の機会の提供についての具体的な施策の内容。
- ウ 保健所に複数の医師を採用し、人事経歴管理の多様性を確保し、幅広い経験を積むことを可能とするための具体的な施策の内容。
- エ 衛生部局のほか教育・福祉等、医師がその専門性を活用できる幅広い分野での職(ポスト)の確保についての具体的な施策の内容。

(関係団体等)

- ア 衛生学・公衆衛生学教育協議会による公衆衛生を魅力的なものとする講義及び実習に向けた具体的な施策の内容。
- イ 日本公衆衛生学会による公衆衛生医師に対する教育、研修、情報提供等の協力に向けた具体的な施策の内容。
- ウ 自治医科大学による「医療に恵まれないへき地等における医療の確保向上及び地域住民の福祉の増進を図る」という設立の趣旨に沿った公衆衛生医師の養成等に向けた具体的な施策の内容。
- エ 日本医師会による公衆衛生医師確保に向けた協力の具体的な施策の内容。

(その他)

上記の他、地方公共団体の公衆衛生医師の確保のために必要な具体的な施策。

## 国立保健医療科学院における専門職種の研修と資格の授与

国立保健医療科学院では、以下の3種類の課程を開講しており、各課程の修了者については、それぞれの課程に応じた資格が授与される。

### 1 専攻課程（1年コース）

保健師、栄養士、その他4年生大学を卒業した者を対象としており、修了者には Diploma of Public Health が授与される。

### 2 専門課程（1年コース）

医師、歯科医師、獣医師（6年制の大学）を修了した者、及び専攻課程を修了した者、公衆衛生に関連のある大学院の修士課程・博士課程前期を修了した者を対象としており、修了者には Master of Public Health(MPH)が授与される。本課程を修了した医師は保健所長の資格要件を満たすことになる。

### 3 研究課程（3年コース）

専門課程修了者を対象としており、修了者には Doctor of Public Health が授与される。本課程は資格要件とは関係していない。

#### （注）専門課程分割前期

平成11年度より発足した課程で、年度初めの3か月間、専門課程の必修科目を受講することにより、保健所長の資格要件（地域保健法第4条3号）を満たすこととした。また、その後、分割後期を受講すれば、MPHの取得も可能である。